

令和4年第1回
対馬市議会臨時会議案



対馬市

目 次

議案第37号	対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例-----	3
議案第38号	損害賠償の額の決定について-----	5
議案第39号	令和3年度対馬市一般会計補正予算(第15号)-----	別冊

議案第37号

対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年対馬市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「同年9月30日」を「令和5年3月31日」に、「100分の20」を「100分の50」に、「100分の15」を「100分の20」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月28日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第38号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月28日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

1. 発 生 期 間 令和3年9月15日（水）から令和4年3月1日（火）まで
2. 発 生 場 所 対馬市厳原町
3. 相 手 方 対馬市厳原町国分1441番地
対馬観光活性化協議会 会長 佐伯 達也
4. 事件の状況 元対馬市観光交流商工部の男性職員（20歳代）が、事務局を務めていた任意団体「対馬観光活性化協議会」の預金口座から公金を着服し、当該協議会事業に損害を与えたもの
5. 損害賠償額 59,661,481円